鹿児島市における宿泊税の検討に関するアンケート調査参考資料

鹿児島市観光戦略推進課

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市

目次

１ 税率（税額）別の徴収・納入事務の流れ……１ページ

２ 導入自治体における導入年と導入前年の宿泊観光客数の増減比…２ページ

３ 税率（税額）……３～４ページ

４ 免税点・課税免除……５～６ページ

1　税率（税額）別の徴収・納入事務の流れ

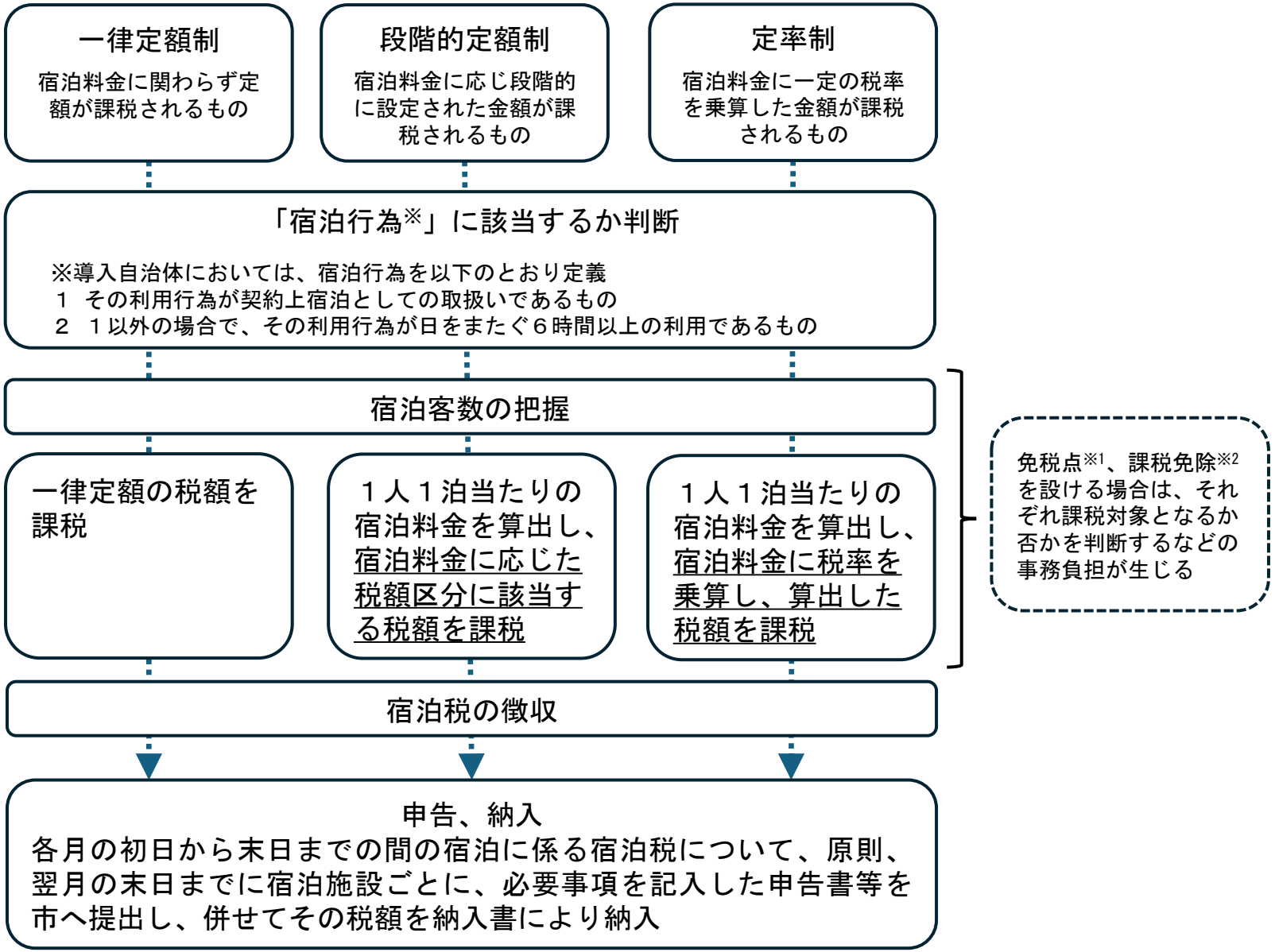

※１　免税点とは、１人１泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと

※２　課税免除とは、特定の目的（修学旅行等）や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること

2　導入自治体における導入年と導入前年の宿泊観光客数の増減比

主なポイント

○先行導入自治体のうち、大阪府、京都市、金沢市については、宿泊税導入後の宿泊者数は、導入前と比較して増加している。
○その他の自治体は減少しているが、コロナの影響によるものと考えられる。

宿泊者数の変化

■宿泊税導入前年を100%としたときの導入年における宿泊者延べ人数の比

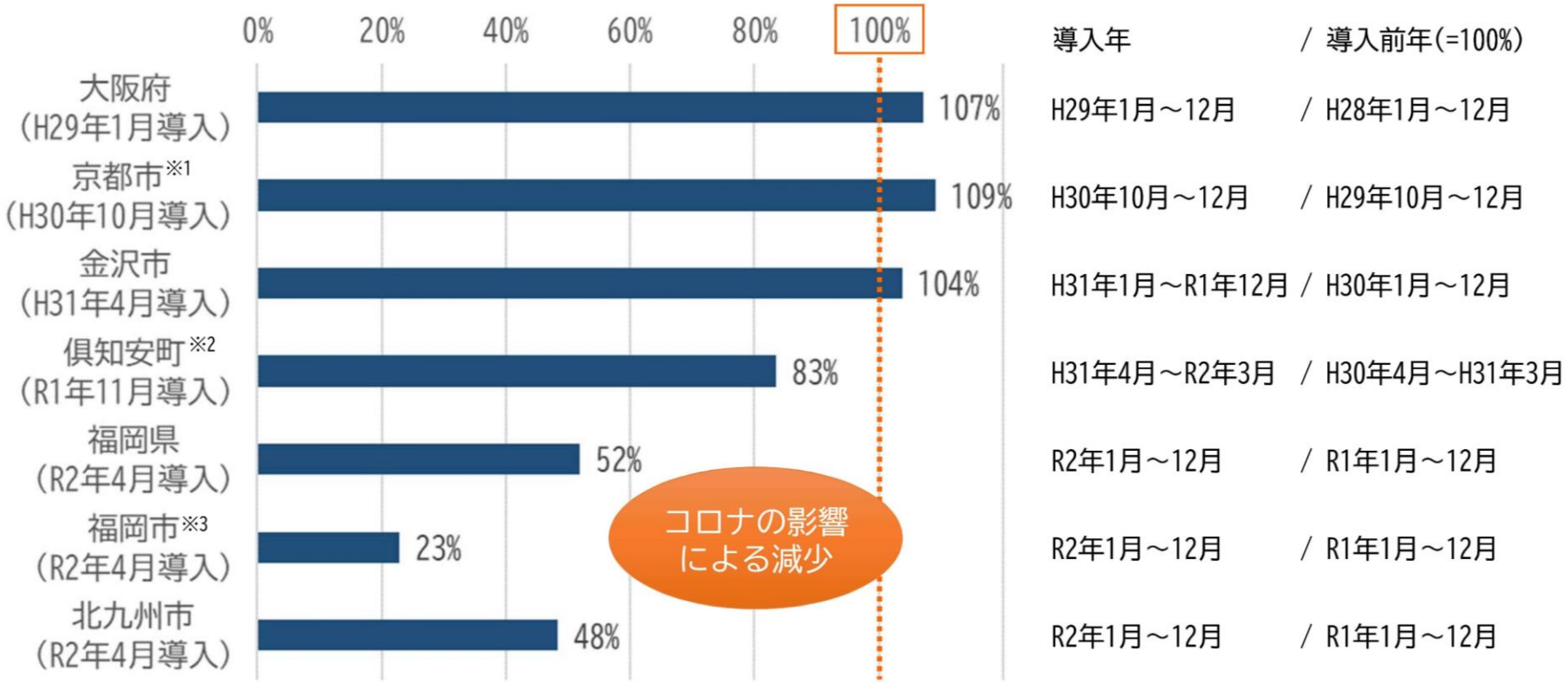

※1：H31年の調査手法変更によりH30年以前との比較は不可なため、導入後3か月([H29.10～12]と[H30.10～12])のデータで比較
※2：実人数データ、および年度データ（[H30.4～H31.3]と[H31.4～R2.3]）での比較
※3：R2年から宿泊観光客の推計方法を変更

［出所：令和6年1月12日開催第7回仙台市交流人口拡大推進検討会議会議資料］

3　税率（税額）

定額制と定率制の特徴比較

	一律定額制	段階的定額制	定率制
税収へ影響がある要素	宿泊客数	宿泊客数 又は 宿泊料金	宿泊客数 又は 宿泊料金
観光客の負担	宿泊料金が、 ・低価格帯では負担大 ・高価格帯では負担小	定率制と比較すると 宿泊料金が、 ・低価格帯では負担大 ・高価格帯では負担小 ※税率の境界層付近で負担が大きく異なる	宿泊単価に応じた負担
宿泊施設の税算出負担	負担小	負担大 （宿泊料金の算出 税率構造が複雑）	負担大 （宿泊料金及び税額の算出）
先行事例との親和性	4/12自治体 （福岡県、北九州市、常滑市、熱海市）	7/12自治体 （東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、ﾆｾｺ町）	1/12自治体 （倶知安町）
税負担のイメージ	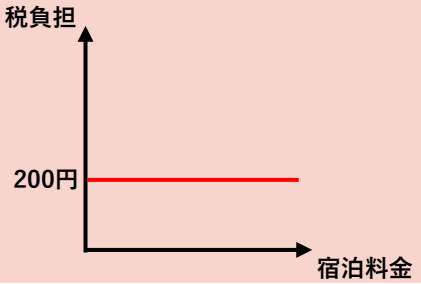	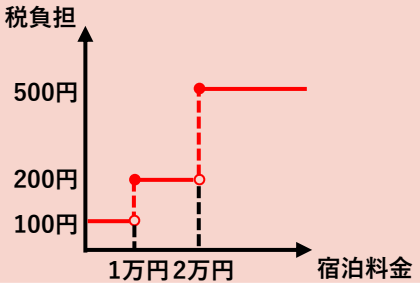	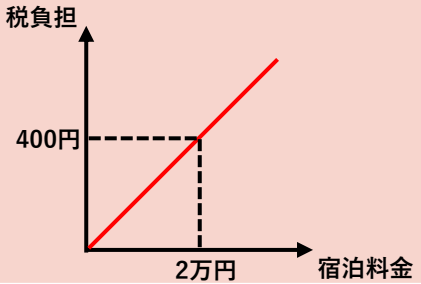

導入自治体の傾向等 [一律定額制：4/12自治体　段階的定額制：7/12自治体　定率制：1/12自治体]

- 導入自治体のうち福岡県、北九州市などにおいて１人１泊につき200円（一律定額制）、東京都、大阪府などにおいて１人１泊の宿泊料金に応じた課税額（段階的定額制）、倶知安町において宿泊料金の２％（定率制）としている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち15自治体は、特別徴収義務者の事務負担軽減や分かりやすいシンプルな制度とすることなどを考慮し、一律定額制としている。

東京都[段階的定額]	大阪府[段階的定額]	京都市[段階的定額]	金沢市[段階的定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上:200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上:300円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上5万円未満:500円 ③ 5万円以上:1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5千円以上2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円
倶知安町[定率]	**福岡県[一律定額]**	**福岡市[段階的定額]**	**北九州市[一律定額]**
宿泊料金の2%	1人1泊につき200円 ※福岡市、北九州市内の 宿泊施設は50円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円 ※うち県税50円	1人1泊につき200円 ※うち県税50円
長崎市[段階的定額]	**ニセコ町[段階的定額]**	**常滑市[一律定額]**	**熱海市[一律定額]**
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満:100円 ② 1万円以上2万円未満:200円 ③ 2万円以上:500円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5,001円未満:100円 ② 5,001円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上5万円未満:500円 ④ 5万円以上 10万円未満:1,000円 ⑤ 10万円以上:2,000円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円

4　免税点・課税免除

■ 免税点とは、１人１泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと。
■ 課税免除とは、特定の目的（修学旅行等）や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること。

[免税点・課税免除を設定するメリット・デメリット]

	メリット	デメリット
設定する場合	・免税点を設ける場合、廉価である宿泊施設へ宿泊する宿泊客の負担が減少する ・課税免除を設ける場合、一部の納税義務者（修学旅行生等）の負担が減少する	・税収が減少する ・公平性がない ・特別徴収義務者の新たな事務負担が生じる（対象者の確認、証明書類の受領など）
設定しない場合	・税収が減少しない ・公平性がある ・特別徴収義務者の新たな事務負担が生じない	・納税義務者の負担が変わらない

導入自治体の傾向等 [免税点あり：3/12自治体　課税免除あり：6/12自治体]

- 導入自治体のうち東京都、大阪府及び金沢市において免税点を設けており、大阪府、京都市などにおいて修学旅行生など課税免除を設けている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち21自治体は、修学旅行は教育活動の一環であり公益性があることなどを考慮し、修学旅行生等を課税免除としている。

自治体	免税点	課税免除
東京都	1万円未満	なし
大阪府	7千円未満 ↓ 5千円未満 (R7.9.1~)	以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※） ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ② 高等専修学校 ③ 保育所、幼保連携型認定こども園等 ※引率者…生徒等を引率する学校・保育所等の関係者や、介助を必要とする生徒の介助を行う看護師や保護者等を想定

自治体	免税点	課税免除
京都市	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 ② 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの及びその引率者 ア　児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ　児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
金沢市	5千円未満	なし
倶知安町	なし	① 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ② 学校教育法第１条に規定する中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部を除く。）、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第 124 条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うもの
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
長崎市	なし	① 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ② 部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
ニセコ町	なし	① 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者
常滑市	なし	なし
熱海市	なし	① 年齢12歳未満の者 ② 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの ③ 市長が災害などにより避難が必要と認めた者